

(4) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

施策の目標		森林や農地、沿岸海域が持つ各種の公益的機能を維持、増進するなど、それぞれの環境を保全するための目標を次のとおりとします。 ◆森林や農地、沿岸海域が持つ多様な公益的機能を確保します。		
数値目標	目標項目	公益的機能発揮のための森林・農地・沿岸海域の整備面積		
	目標値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現状値 (平成14(2002)年度)
		122,500 ha	60,870 ha	12,900 ha

【数値目標の説明】
「公益的機能発揮のための森林・農地・沿岸海域の整備面積」は、①人工林(民有林)における植栽、下刈、間伐等の森林整備面積(現状値11,000ha)、②三重県型デカップリング事業により適正管理を行う農地等面積(現状値2,585ha)、③藻場の造成面積(現状値2ha)の合計面積(累計)です。
※ 平成22(2010)年度及び平成18(2006)年度の目標値は、平成14(2002)年度の現状値にそれまでの各年度の整備予定面積を加えたものです。

ア 森林環境の保全

◆ 森林計画の策定【環境森林部】

持続可能な森林管理を推進するため、森林G I Sを活用して森林に関する基本的事項を計画し、地域特性に応じた森林管理方針を明らかにします。また、市町村森林整備計画に基づき森林所有者が策定する森林施業計画制度の森林所有者等への周知を図ります。

◆ FSC森林認証の推進【環境森林部】

環境に配慮した持続可能な森林経営への国際的取り組みを認証するFSC森林認証のPRを進めます。

◆ 環境公益性を高める多様な森林づくり(環境林整備)の推進【環境森林部】

水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹や広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う森林環境創造事業を軸とした環境林整備を進めます。

◆ 二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進【環境森林部】

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政が一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

- ◆ 森林環境教育のための条件整備の推進【環境森林部】
森林環境教育や森林体験学習などで環境林に対する理解を深めてもらうよう環境林を多面的に活用するための仕組みづくりを促進します。
- ◆ 国有林と連携する豊かな森林づくりの推進【環境森林部】
近畿中国森林管理局と三重県で交わした「森林環境の保全・整備に関する覚書」に基づき、水源かん養や山地災害防止などの森林の持つ多面的機能の高度発揮と、美しい景観、豊かな生態系を維持していくために、国有林・民有林が連携した取組みを進めます。
- ◆ 持続可能な森林整備の推進【環境森林部】
造林・間伐事業、林道事業を生産林において積極的に実施することにより、森林資源の循環を基礎とした力強い森林づくりを進め、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公益的機能を増進します。
- ◆ 森林の適正な管理の推進【環境森林部】
高度な公益的機能を持つ森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の適正な管理を行います。
- ◆ 保安林の持つ公益的機能の高度発揮【環境森林部】
水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、治山事業等により適正な管理を行います。
- ◆ 林業担い手の育成等【環境森林部】
森林作業を担う林業労働者の育成・確保を図るため、林業事業体の指導や育成、基幹的な技能労働者の養成研修などを実施します。
- ◆ 県産材の利用推進【環境森林部】
県産材の利用を推進するため、県産材を使った家づくりを消費者に伝える研修会や交流会の開催、普及パンフレットの作成配布、住宅相談を行うコーディネーターの設置、モニターへの県産材の提供などを行うとともに、消費者のニーズに即した木材製品を安定的に供給する加工・流通の体制整備を促進します。
- ◆ 森林ボランティアの育成【環境森林部】（再掲）
広葉樹植栽、里山保全、間伐など県民参加の森林づくりに取り組む森林ボランティアを育成するための研修会を開催します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	環境林整備着手率		【目標の説明】 ○環境公益性の高度発揮をめざす環境林 整備目標（2021年度）45,000haに対 して着手した面積率
目 標 値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	25 %	5.7 %	

イ 農地環境の保全

◆ 三重県型デカップリングの推進【地域振興部】

中山間地域において、三重県型デカップリングにより多様な保全活動を促進し、森林、農地、海洋の持つ公益的機能の増進を図ります。

◆ 畜産経営に起因する環境負荷の軽減【農水商工部】

畜産経営に起因する環境負荷を軽減させるため、地域環境保全型畜産確立推進指導協議会による巡回を実施し、施設の改修や汚水の処理方法について技術的指導・助言を行います。

家畜排せつ物の処理施設が未整備あるいは能力不足の場合については、国庫補助事業・県単独事業や畜産環境整備リース事業等の実施により、施設整備を促進します。

また、野積みや素堀などの不適切なふんの処理に対しでは、家畜排せつ物法に基づく指導・助言を行い、自発的な管理の改善を促します。

◆ 環境に配慮した持続的な経営を行う農業者の育成【農水商工部】（再掲）

土づくりの励行や化学肥料、化学合成農薬の削減など環境にやさしい農業を実践するエコファーマーを育成するとともに、有機性資源由来堆肥の農業利用を推進します。

◆ 農業の担い手の育成【農水商工部】

農業の担い手の育成・確保や農地集積により持続的な生産活動を維持し、農地のもつ水源かん養や保水機能の維持・増進を図ります。

◆ 中山間地域における農地の適正管理【農水商工部】

中山間地域が地域住民によって適正に管理され、水源涵養・洪水防止・土砂崩壊等の多面的機能を継続的・効果的に発揮させるため、生産条件の不利な地域の一団において、適切で持続的な農業生産活動を支援します。

◆ 農地の多面的機能の発揮【農水商工部】

農地の多面的機能を維持しつつ、環境との調和に配慮した整備を行います。

◆ 農薬、化学肥料の適正使用の促進】（再掲）

農薬の適正な流通及び使用を推進するため、販売者や使用者の啓発研修を実施するとともに、ゴルフ場に対しては、病害虫雑草安全防除指針により農薬の適正使用を指導します。肥料については、施肥による硝酸性窒素等の地下浸透を抑制するため、機能性肥料や堆肥を活用した健全な土づくりを推進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	農林地等保全活動数		【目標の説明】 ○地域の事業体や住民、地域を支える県 民による森林、農地、海洋の公益的機 能の維持増進に向けた活動数
目 標 値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	403	320	

ウ 沿岸海域環境の保全

◆ 漁場保全対策の推進【農水商工部】

水質の変化等による漁業被害を未然防止するため、漁場における水質及び生物調査を行います。また、突発的な赤潮・貧酸素等の発生に対応するため、関係機関との情報連絡体制の整備を行います。

◆ 養殖漁場の適正使用【農水商工部】

養殖漁場を適正に行使し、持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自身が策定する漁場利用計画を認定します。また、魚類養殖場において、有機物負荷量調査や底生生物の分析等を行うことにより、持続的な養殖生産を確保するための漁場環境指標策定を行います。

◆ 美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト【農水商工部】

「さかなの立場」に立って、住民自らが流域環境を診断し、美しい「みえのうみ」の創造に向けた取り組みの方向性を提言、実践することで、その効果として海の恵みを実感し、県民一人ひとりが暮らしを考え、自発的・主体的な行動へつながるよう取り組みを進めます。

◆ 水産資源の生息環境の保全・創造【農水商工部】

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することにより、公益的機能を増進するとともに水産資源の維持増大と持続的利用を図るために、底質改善(浚渫、客土、覆土等)、堆積物除去及び着底基質(投石、コンクリートブロック等)の設置を行います。

◆ 藻場の保全・造成【農水商工部】

藻場は水産生物の生息場としての機能、あるいは水質浄化機能を有することから注目されており、かつては沿岸域に広く分布していたが、近年、開発や陸域からの汚染物質の流入等による海域環境の悪化により減少が著しいことから、藻礁の設置等による基盤整備を行い、本来の海域の持つ機能を回復させます。

◆ 港湾環境の整備【県土整備部】

港湾区域内における緑地の整備などにより良好な港湾環境を確保します。

◆ 海岸の整備【県土整備部】（再掲）

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備では、自然環境にも配慮した工法等を採用し、自然環境の保全・復元に取り組みます。また、海岸環境整備として、防護機能に加え、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸や人工海浜等を整備します。

◆ 海浜の維持・保全と再生【県土整備部】

自然の消波機能と生態系が存在する場である海浜を保全、復元することにより、水と親しむことができる自然豊かな水辺空間を創出していきます。

◆ 海岸部の清掃【県土整備部】（再掲）

海岸部への漂着ゴミや流木の処理等を行い、自然豊かな海浜を維持します。また、美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を行います。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	海浜復元海岸線延長		【目標の説明】 ○海浜が復元された海岸線の延長
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	4,000 m	3,220 m	